

豊明市業務継続計画

別 表



- ・災害緊急業務の個別目標時期
- ・通常業務の個別目標時期

4 災害緊急業務の個別目標時期

区分	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
災害緊急業務						
【情報班】秘書広報課・企画政策課・とよあけ創生推進室						
1 通信機器・ネットワーク及び情報システムに関すること	A					→
2 災害広報、報道対応に関すること。（災害時プレセンタの設置含む。）	A					→
3 各部、関係機関からの情報のとりまとめ（災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳のとりまとめ含む。）	A					→
4 市職員の動員及び服務に関すること	A					→
5 災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他関係業務にすること	C					→
6 災害派遣職員等の受入れに関すること	C					→
7 復興本部、復興計画に関すること	F					→
【会計班】財政課・出納室						
8 災害対策に係る資金繰り、経理に関すること。（災害救助法事務費のとりまとめ及び精算等を含む）	B					→
9 被災者総合支援センターの開設・運営に関すること	D					→
10 義援金の募集、受領・保管に関すること	C					→
【本部班】総務課・防災防犯対策室・市民協働課						
11 地震情報、気象警報等の収集、伝達に関すること	A					→
12 本部室の設営、本部員会議の庶務に関すること	A					→
13 避難の勧告、指示に関すること	A					→
14 輸送手段及び燃料等の確保、配車及び緊急通行車両の届出に関すること	B					→
15 国、県への報告・要請、他自治体との相互応援、協定団体等への協力要請、防災関係機関との調整に関すること	A					→
16 災害対策の総合調整に関すること（職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリポートの配置、空地の応急利用等含む）	A					→
17 外国人の支援に関すること	C					→
【調査班】税務課						
18 各地区の被災状況の調査に関すること	D					→
19 家屋被害認定調査及び災証明に関すること	D					→
20 市税等の減免措置に関すること	E					→

区分	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
災害緊急業務						
21	市民等の安否情報（避難所収容者名簿及び要搜索者名簿等のとりまとめ含む）に関すること	A				
22	遺体の収容、埋火葬に関すること	C				
【市民班】市民課						
23	本部長の特命事項の遂行に関すること	A				
24	議会との連絡、調整に関すること	D				
【特命班】議事課・監査委員事務局						
25	高齢者の救援に関すること。（要配慮者専用（優先）避難所の開設・運営含む。）	A				
【福祉班】社会福祉課						
26	障害者の救援に関すること。（要配慮者専用（優先）避難所の開設・運営含む。）	A				
27	災害ボランティアセンターとの連絡、調整に関すること	B				
28	義援金の配分・支給に関すること	D				
29	災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関すること	E				
【児童班】児童福祉課						
30	乳幼児の救援に関すること（要配慮者優先避難所の開設運営含む。）	A				
31	応急保育に関すること	E				
【医療防疫班】保険医療課・健康推進課						
32	医療、助産及び救護に関すること	A				
33	被災者の健康管理及び相談に関すること	C				
34	防疫活動に関すること	C				
35	国保・年金の減免措置に関すること	F				
【物流班】産業振興課・地域活性化推進室						
36	応急給水及び水道施設に関すること	B				
37	飲食料品、生活用品その他救援物資の調達及び供給に関するこ（物資集積拠点の運営含む）	B				
38	排水機場の管理、農林業及び商工業の被害調査、応急対策及び復興に関するこ	E				
39	被災者の雇用に関するこ	F				

区分	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
災害緊急業務						

【土木班】土木課

40	水防活動に關すること	A	-----	-----	-----	-----	→
41	道路、河川管理施設、橋梁、水路、溜め池等の点検・調査、応急対策及び復旧に關すること（緊急輸送道路の確保含む）	A	-----	-----	-----	-----	→
42	倒壊建物等の生き埋め被災者の救出等の協力に關すること	A	-----	-----	-----	-----	→

【下水道・住宅班】都市計画課・市街地整備推進室・下水道課

43	下水道施設の点検・調査、応急措置及び復旧に關すること	B	-----	-----	-----	-----	→
44	被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に關すること	B	-----	-----	-----	-----	→
45	造成宅地等の災害調査及び復旧指導に關すること	A	-----	-----	-----	-----	→
46	被災者に対する応急住宅等の供給に關すること	B	-----	-----	-----	-----	→
47	被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に關すること	B	-----	-----	-----	-----	→
48	災害復興に係る都市計画に關すること	C	-----	-----	-----	-----	→

【環境班】環境課

49	し尿の収集及び処理に關すること	C	-----	-----	-----	-----	→
50	仮設トイレの調達、配置計画に關すること	C	-----	-----	-----	-----	→
51	ごみ・がれきの収集及び処理に關すること	C	-----	-----	-----	-----	→
52	災害時の環境保全（避難所等の消毒含む。）に關すること	D	-----	-----	-----	-----	→

【教育1班】学校教育課・学校支援室

53	避難所の開設及び運営並びにそれらの取りまとめに關すること	A	-----	-----	-----	-----	→
54	児童・生徒の保護に關すること	A	-----	-----	-----	-----	→
55	応急教育に關すること	D	-----	-----	-----	-----	→
56	被災児童・生徒の学用品の支給に關すること	D	-----	-----	-----	-----	→
57	学校施設等の点検・調査、応急対策及び復旧に關すること	A・E	----->	-----	-----	-----	→

【教育2班】生涯学習課・図書館

58	避難所の開設及び運営に關すること	A	-----	-----	-----	-----	→
59	臨時ヘリポートの開設に關すること	C	-----	-----	-----	-----	→
60	文化財等の被害調査及び復旧に關すること	D	-----	-----	-----	-----	→

【各部主管課又は班共通】

61	部内の情報収集・集約、本部事務局への報告に關すること	A	-----	-----	-----	-----	→
62	部内への指令等の伝達に關すること	A	-----	-----	-----	-----	→
63	部内の所掌事務の進捗管理に關すること	D	-----	-----	-----	-----	→
64	部内の体制等の調整及び本部事務局との調整に關すること	D	-----	-----	-----	-----	→

区分	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
災害緊急業務						

【各班共通】

65	管理施設の保全及び利用者の安全確保に関すること	A	----->				
66	管理施設の点検・調査、応急対策・復旧に関すること	A・E	----->				
67	管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること	A	----->				
68	所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録に関すること	A	----->				
69	所掌事務に必要な資機材の調達に関すること	C	----->				
70	所掌事務に関する機関、団体との連絡、調整に関すること	A	----->				
71	所掌事務に関する問合せ、相談等への対応に関すること	F	----->				
72	所掌事務に関する専門ボランティアとの連絡調整に関すること	D	----->				
73	遺体が多数に上る場合の遺体安置所の運営協力、避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）に関すること	D	----->				

【避難所直近職員】

74	災害初期における担当避難所の開設・運営に関すること	A	----->				
----	---------------------------	---	--------	--	--	--	--

【避難所運営職員】

75	避難が長期化した場合の担当避難所の運営に関すること	D	----->				
----	---------------------------	---	--------	--	--	--	--

5 通常業務の個別目標時期

区分	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
通常業務						
1 職員の給与、旅費等に関すること	D					→
2 市テレビ広報及びホームページに関すること	D					→
3 報道機関との連絡に関すること	D					→
停止する業務（28）						
<ul style="list-style-type: none"> ・秘書用務に関すること ・機密に関すること ・儀式及び交際にに関すること ・ほう賞及び表彰に関すること ・渉外に関すること ・市長会に関すること ・総合教育会議に関すること ・各部課等の連絡に関すること ・市長等の事務引継に関すること ・職員の服務進退及び賞罰に関すること ・職制に関すること ・退職手当及び職員共済に関すること ・職員の福利厚生及び衛生管理に関すること ・職員の研修及び教養に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償に関すること ・特別職報酬審議会に関すること ・職員団体に関すること ・互助会に関すること ・その他人事に関すること ・課の庶務及び他の係に属さないこと ・市政の啓発及び宣伝に関すること ・市広報に関すること ・市勢要覧に関すること ・広聴に関すること ・行政相談に関すること ・人権擁護に関すること ・市民相談に関すること ・市民と各部課等との連絡に関すること 				
【企画政策課】						
4 地名変更及び住居表示に関すること	D					→
5 電子計算機の維持管理に関すること	D					→
6 電子計算機処理業務の管理及び支援に関すること	D					→
7 電子計算機室の運用及び維持管理に関すること	D					→
停止する業務（19）						
<ul style="list-style-type: none"> ・市政の基本的施策の企画及び総合調整に関すること ・総合計画の策定及び進行管理に関すること ・広域行政に関すること ・土地利用計画等に関すること ・廃置分合及び境界変更に関すること ・地籍調査に関すること ・市民憲章の推進に関すること ・経営分析に関すること ・行政改革の推進に関すること ・行政組織及び行政事務の配分に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・事務改善に関すること ・指定管理者制度に関すること ・情報システムの企画、推進及び調整に関すること ・行政情報化及び地域情報化計画に関すること ・情報処理機器の利用計画、導入及び調整に関すること ・電子計算機の操作及び指導に関すること ・電子計算機処理に係るデータ保護に関すること ・電子計算機利用事務のセキュリティに関すること ・社会保障・税番号制度に関すること 				
【とよあけ創生推進室】						
8 公共交通に関すること	C					→
9 ふるさと豊明応援寄付金の受付に関すること	C					→

通常業務	業務開始時期・期間					
	区分	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内
【財政課】						
10 予算執行の調整及び指導に関すること	D					→
停止する業務（16）						
市財政全般の企画及び連絡調整に関すること 予算の編成に関すること 地方交付税に関すること 地方譲与税等に関すること 市債及び一時借入金に関すること 財政状況の公表に関すること 日本中央競馬会環境整備費に関すること 愛知県競馬組合との連絡調整に関すること	課の庶務及び他の係に属さないこと 工事及び物品等入札参加資格に関すること 請負契約に関すること 指名業者選定に関すること 主要工事の進行管理に関すること 工事の検査に関すること 補助事業の審査及び検査に関すること 監査委員事務局との連絡調整に関すること					
【出納室】						
11 市税、手数料、使用料等の収納に関すること	C					→
12 現金及び物品の出納、保管及び記録管理に関すること	C					→
【総務課】						
13 庁内の取締り等に関すること	A					→
14 庁内電話交換、案内及び放送に関すること	E					→
15 公印の管理に関すること	A					→
16 文書の收受、発送及び整理保存に関すること	C					→
17 課の庶務並びに他の部、課及び係に属さないこと	D					→
18 市有財産に関すること	F					→
19 市有財産の保険に関すること	F					→
20 庁舎等の管理及び営繕に関すること	A					→
21 公用自動車の管理に関すること	B					→
22 備品の管理及び購入に関すること	C					→
停止する業務（10）						
共通消耗品の購入に関すること 顧問弁護士に関すること 条例、規則、規程等の審査及び編集に関すること 市議会の招集及び議案の調整に関すること 選挙管理委員会に関すること 固定資産評価審査委員会に関すること	公平委員会に関すること 他の課に属しない市有財産の取得管理及び賃借契約に関すること 調達に係る総合的な企画及び調整に関すること 公共施設の建築及び営繕の設計監理に関すること					
【防災防犯対策室】						
停止する業務（10）						
防災の啓発及び推進に関すること 防災訓練に関すること 防災計画に関すること 国民の保護に関すること 交通安全の啓発及び推進に関すること	自転車駐輪対策に関すること 放置自転車の撤去及び処分に関すること 交通災害共済に関すること 防犯の啓発及び推進に関すること 防犯灯の設置等に関すること					

		業務開始時期・期間					
区分	A	B	C	D	E	F	
	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
通常業務							
【市民協働課】							
停止する業務（7）							
<ul style="list-style-type: none"> 市民参加、協働事業の推進及び啓発に関すること NPOの創出及び支援に関すること 地域自治の振興及びコミュニティに関すること 男女共同参画及び女性に関する施策の企画推進に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 国際交流の推進に関すること 多文化共生の推進に関すること 課の庶務及び他の係に属さないこと 					
【税務課】							
23	課の庶務及び他の係に属さないこと	C					→
停止する業務（18）							
<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税（県民税を含む。）の調査及び賦課に関すること 法人市民税の調査及び賦課に関すること 市民税に係る証明（納税証明を除く。）に関すること 軽自動車税の賦課に関すること その他諸税に関すること 土地、家屋及び償却資産に係る評価及び固定資産税と都市計画税の調査・賦課に関すること 土地、家屋及び償却資産に係る証明（納税証明を除く。）及び閲覧に関すること 国有資産等所在市町村交付金に関すること 市税（国民健康保険税を含む。）の収納及び過誤納に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 市税（国民健康保険税を含む。）の口座振替処理及び口座推進事業に関すること 市税（国民健康保険税を含む。）の督促・催告に関すること 納税相談に関すること 納税証明に関すること 税務統計に関すること 市税（国民健康保険税を含む。）の徴収金に関すること 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納整理及び処分に関すること 市税（国民健康保険税を含む。）の納税猶予に関すること 執行停止及び不能欠損処分に関すること 					
【市民課】							
24	住民基本台帳に関すること	D					→
25	印鑑登録に関すること	D					→
26	特別永住事務に関すること	D					→
27	公的個人認証サービスの電子証明書に関すること	D					→
28	個人番号カードの交付等に関すること	D					→
29	自動車の臨時運行許可に関すること	D					→
30	課の庶務及び他の係に属さないこと	F					→
31	戸籍に関すること	A					→
32	犯罪人名簿に関すること	E					→
33	後見及び破産に関すること	E					→
34	埋火葬の許可、火葬場及び靈柩車の使用許可に関すること	A					→
停止する業務（4）							
<ul style="list-style-type: none"> 人口動向調査に関すること 人口動態調査に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 出張所事務に関すること 相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく報告に関すること 					

区分	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
通常業務						
【議事課】						
35 職員の人事、服務及び給与に関すること	F					→
36 文書等の管理に関すること	F					→
37 施設の維持管理に関すること	F					→
38 議会費の予算及び会計経理に関すること	F					→
39 本会議、協議会及び委員会の運営に関すること	E					→
40 議決事項、決定事項の通知及び報告に関すること	C					→
停止する業務（5）						
・正副議長、議員の活動に関すること ・議会に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること ・課の庶務及び他の係の所管に属さないこと	・情報収集及び発信に関すること ・その他議事に関すること					
【監査事務局】						
停止する業務（3）						
・文書に関すること ・監査資料の収集及び作成に関すること ・職員の勤務・休暇に関すること						
【高齢者福祉課】						
41 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関すること	E					→
42 地域包括支援センターに関すること	D					→
43 高齢者の権利擁護に関すること	F					→
44 介護保険被保険者の資格管理に関すること	D					→
45 介護保険の給付に関すること	E					→
46 要介護認定及び要支援認定に関すること	F					→
47 介護認定審査会に関すること	F					→
48 介護支援専門員の支援に関すること	D					→
49 介護相談員の派遣に関すること	F					→
停止する業務（11）						
・介護保険対象外サービスに関すること ・老人福祉センター及び老人福祉施設に関すること ・シルバー人材センターに関すること ・老人保健福祉計画に関すること ・その他高齢者福祉に関すること ・介護保険料の賦課及び徴収に関すること	・課の庶務及び他の係に属さないこと ・地域ケアに関すること ・高齢者福祉計画策定・推進委員会に関すること ・介護保険事業計画に関すること ・その他介護保険に関すること					

通常業務	業務開始時期・期間						
	区分	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
【社会福祉課】							
50	社会福祉協議会に関すること	C					→
51	総合福祉社会館に関すること	C					→
52	障害福祉サービスに関すること	E					→
53	自立支援医療に関すること。	F					→
54	障害者相談支援センターに関すること	C					→
55	日本赤十字社に関すること	D					→
56	災害見舞金の支給に関すること	D					→
57	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施に関すること	F					→
58	生活保護金品の支給に関すること	F					→
59	行旅病人及び行旅死亡人に関すること	C					→
60	ホームレス対策に関すること	C					→
61	その他生活支援に関すること	E					→
停止する業務（4）							
・民生委員及び児童委員に関すること ・社会福祉の調査及び統計に関すること		・障害者手帳に関すること ・課の庶務及び他の係に属さないこと					
【児童福祉課】							
62	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育の実施に関すること	F					→
63	児童福祉法による保護に関すること	A					→
64	家庭児童相談に関すること	C					→
65	児童虐待に関すること	C					→
66	ドメスティックバイオレンス対策に関すること	D					→
停止する業務（13）							
・保育所に関すること ・保育料に関すること ・少子化対策に関すること ・子ども・子育て支援事業計画に関すること ・その他保育に関すること ・課の庶務及び他の係に属さないこと ・病後児保育に関すること		・子育て支援センターに関すること ・児童に係る手当に関すること ・児童館、児童遊園等に関すること ・心身障害児通園事業に関すること ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による保護に関すること ・その他児童福祉に関すること					

区分	業務開始時期・期間											
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内						
通常業務												
【保険医療課】												
67 国民健康保険被保険者の資格に関すること	E					→						
68 国民健康保険の給付に関すること	F					→						
69 その他国民健康保険に関すること	F					→						
70 後期高齢者医療に関すること	E					→						
71 福祉医療（後期高齢者福祉医療、子ども医療費、心身障害者医療費及び母子家庭等医療費）の助成及び支給に関すること	E					→						
72 その他医療費の助成に関すること	F					→						
73 国民年金被保険者に関すること	F					→						
74 その他国民年金に関すること	F					→						
75 課の庶務及び他の係に属さないこと	F					→						
停止する業務（3）												
・国民健康保険運営協議会に関すること ・国民健康保険に係る保健事業に関すること	・国民健康保険税の賦課に関すること											
【健康推進課】												
76 休日診療所に関すること	F					→						
77 施設管理に関すること	A					→						
78 要支援親子に関すること。（訪問・面接等）	D					→						
79 予防接種に関すること	F					→						
80 課の庶務及び他の係に属さないこと	F					→						
81 妊娠届に関すること	D					→						
停止する業務（7）												
・成人のがん検診等各種健診及び保健指導に関すること ・特定健診及び特定保健指導に関すること ・健康づくり団体育成支援に関すること ・食育に関するこ（食改・乳幼児食セミナー・食育推進会議）	・その他健康づくりに関するこ ・ファミリー・サポート・センターに関するこ ・母子保健に関するこ（健診・教室・育児相談）											
【産業振興課】												
停止する業務（28）												
・農林水産業の生産及び流通に関するこ ・農産、畜産及び園芸の振興指導奨励に関するこ ・農林金融に関するこ ・農業諸団体及び農業後継者の育成指導に関するこ ・農家生活改善指導に関するこ ・愛知農業共済事務組合との連絡調整に関するこ ・農業委員会に関するこ ・農地の権利異動の調整に関するこ ・農地取得資金に関するこ ・農用地の利用計画に関するこ ・土砂等の採取、埋立て等に関するこ ・土地改良事業の指導に関するこ ・愛知用水（維持管理以外）に関するこ ・課の庶務及び他の係に属さうこと	・商工業の振興に関するこ ・商工諸団体の育成に関するこ ・労政対策に関するこ ・豊明勤労会館に関するこ ・観光に関するこ ・駅前等賑わい創出に関するこ ・地域ブランドの推進に関するこ ・PRキャラクターに関するこ ・消費者行政に関するこ ・消費生活センターに関するこ ・電力及び都市ガスに関するこ ・貯蓄推進に関するこ ・計量器に関するこ ・農村環境改善センターに関するこ											

		業務開始時期・期間					
区分	A	B	C	D	E	F	
	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
通常業務							
【地域活性化推進室】							
停止する業務（3）							
<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致（立地）に関すること ・次世代産業に関すること ・起業・創業支援に関すること 							
【土木課】							
82	道路、橋りょうに関すること	A	-----	-----	-----	-----	→
83	河川、水路及び溜池に関すること	A	-----	-----	-----	-----	→
84	農道、溜池及び農業用排水路に関すること	A	-----	-----	-----	-----	→
85	たん水防除及び水質障害対策施設の維持管理に関すること	A	-----	-----	-----	-----	→
86	前後駅前広場等の維持管理に関すること	A	-----	-----	-----	-----	→
87	交通安全施設に関すること	A	-----	-----	-----	-----	→
88	その他土木関係の維持修繕に関すること	A	-----	-----	-----	-----	→
停止する業務（14）							
<ul style="list-style-type: none"> ・道路事業の企画調整に関すること ・土木関係用地の用地取得に関すること ・農業農村整備計画に関すること ・課の庶務及び他の係に属さないこと ・市道の認定、変更及び廃止に関すること ・砂防に関すること ・車両制限令（昭和36年政令第265号）に係る届出の受理及び監督に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・国有、市有財産用途廃止に関すること ・道路、橋りょう、河川等及び公共用物の占用に関すること ・道路、橋りょう、河川等及び公共用物の承認工事に関すること ・道路及び河川の案内標示に関すること ・道路台帳に関すること ・官民境界に関すること ・道路、橋りょう、河川等及び公共用物に関すること 					
【都市計画課】							
89	市営駐車場に関すること。	D	-----	-----	-----	-----	→
停止する業務（25）							
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の調査及び計画に関すること ・都市計画マスターplanの推進に関すること ・建築物の地震対策に関すること ・住宅施策に関すること ・建設リサイクルに関すること ・生産緑地に関すること ・空き家対策に関すること ・課の庶務及び他の係に属さないこと ・都市計画の決定及び変更に関すること ・都市計画審議会に関すること ・開発行為及び宅地造成行為に関すること ・建築行政に関すること ・都市公園及び緑地の維持管理に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の計画及び調整に関すること ・都市計画道路の設計施工及び監督に関すること ・都市計画道路等の用地取得に関すること ・高規格道路の連絡調整に関すること ・緑化に関すること ・都市公園及び緑地の計画に関すること。 ・都市公園及び緑地の設計施工に関すること ・都市公園及び緑地の用地取得に関すること ・都市景観及び屋外広告物に関すること ・駐車情報（昭和32年法律第106号）に係る届出の受理及び監督に関すること ・都市計画事業に伴う土地の試掘等の許認可事務に関すること ・都市公園及び緑地の占用に関すること。 					
【市街地整備推進室】							
停止する業務（2）							
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業等に関すること ・土地区画整理組合等との連絡調整及び指導に関すること 							

通常業務	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
【下水道課】						
90 下水道施設の維持管理に関すること	E					→
91 愛知中部水道企業団との連絡調整に関すること	B					→
停止する業務（15）						
<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業の計画、設計及び工事施工に関すること 下水道事業の都市計画決定及び認可に関すること 排水設備に係る調査及び工事の承認並びに検査に関すること 下水道の普及促進及び啓発に関すること 排水設備指定工事店に関すること 下水道台帳の管理に関すること 下水道事業の財政計画及び資金計画に関すること 下水道使用料に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業受益者負担金・分担金に関すること 水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給に関すること 矢作川境川流域下水道推進協議会に関すること 境川処理部会に関すること 下水道事業団、下水道協会に関すること 公営企業会計に関すること 課の庶務及び他の係に属さないこと 					
【環境課】						
92 し尿及び汚物に関すること	C					→
93 東部知多衛生組合との連絡調整に関すること	B					→
94 ごみの収集及び運搬業務に関すること	C					→
95 清掃事務所に関すること	B					→
停止する業務（21）						
<ul style="list-style-type: none"> 墓地及び火葬場に関すること 墓園事業に関すること そ族及び昆虫駆除に関すること 環境統計に関すること 公害対策に関すること 環境審議会に関すること 狂犬病予防に関すること 自然生態系の保全及び保護啓発に関すること 鳥獣保護に関すること あき地の保全に関すること 専用水道、簡易専用水道等に関すること 最終処分場に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> その他環境衛生に関すること 地球温暖化対策に関すること 省エネルギー及び新エネルギーに関すること エコアクションプランに関すること 太陽光発電に関すること ごみ減量化対策に関すること ごみ処理計画に関すること 一般廃棄物収集運搬・処分業及びし尿浄化槽清掃業の許可申請に関すること 有機循環都市とよあけ100年プランの推進及び啓発に関すること 					

通常業務	区分	業務開始時期・期間					
		A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
【学校教育課】							
96 教育委員会の会議及び教育委員会の総務に関すること	D						→
97 学校の用に供する財産の管理及び情報管理に関すること	A	-----	-----	-----	-----	-----	→
98 校舎その他の学校施設及び教具その他の設備の整備及び維持管理に関すること	A	-----	-----	-----	-----	-----	→
99 通学区域及び通学路に関すること	D						→
100 愛知県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること	A	-----	-----	-----	-----	-----	→
101 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること	D						→
102 教科書その他の教材の取扱いに関すること	D						→
103 学校の教職員、児童及び生徒の保健及び安全に関すること	D						→
104 学校の環境衛生に関すること	D						→
105 その他学校教育に関すること	D						→
106 学校給食施設及び設備の整備及び維持管理に関すること	D						→
107 学校給食の運営に関すること	D						→
108 学校給食物資の管理に関すること	D						→
109 学校給食の調理及び栄養に関すること	D						→
110 その他学校給食に関すること	D						→
停止する業務（12）							
・教育委員会規則の制定及び改廃、儀式及び賞罰に関すること ・教育に係る調査、統計、所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関すること ・教育委員会、学校の県費教職員以外の教職員、その他教育機関の職員の任免及び人事に関すること ・予算の編成及び経理に関すること ・要保護・準要保護者の児童及び生徒に係る援助に関すること	・学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校産業医に関すること ・私立幼稚園に対する補助事業に関すること ・私立高等学校等の就学に係る助成事業に関すること ・学校給食施設の設置、廃止及び変更に関すること ・学校給食施設の用に供する財産の管理に関すること ・学校給食費に関すること ・学校給食センター運営委員会に関すること						
【学校支援室】							
111 その他学校教育全般の指導に関すること	D						→
停止する業務（6）							
・学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること ・県費負担教職員の任免、懲戒、その他の進退の内申に関すること ・県費負担教職員の服務の監督及び勤務成績の評定に関すること	・学校教職員の研修に関すること ・教育職員の免許事務に関すること ・教育支援センター事業に関すること						

区分	業務開始時期・期間					
	A 3時間以内	B 24時間以内	C 3日以内	D 1週間以内	E 2週間以内	F 1ヶ月以内
通常業務						
112 公民館及び社会教育施設の整備及び維持管理に関すること	A					→
停止する業務（23）						
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、その他の社会教育施設（文化会館、福祉体育館及び体育施設を含む。ただし、図書館を除く。以下「社会教育施設」という。）の設置、廃止及び変更に関すること ・公民館及び社会教育施設の利用許可及び財産管理に関すること ・公民館及び社会教育施設の事業の企画運営に関すること ・社会教育委員等に関すること ・生涯学習の推進に関すること ・社会教育関係団体の育成及び指導に関すること ・青少年問題に関すること ・家庭教育の推進に関すること ・文化系ジュニアクラブに関すること ・文化財の保護に関すること ・文化財の調査及び保存に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市史編さんに関すること ・課の庶務その他生涯学習及び文化財に関すること ・文化振興に関すること ・文化団体の育成及び指導に関すること ・文化会館の庶務その他会館事業に関すること ・学校体育施設のスポーツ開放に関すること ・社会体育の振興に関すること ・スポーツ推進委員に関すること ・体育関係団体の育成及び指導に関すること ・体育事業の企画運営に関すること ・レクリエーションスポーツに関すること ・福祉体育館の庶務その他社会体育に関すること 					
【図書館】						
113 図書館の設置、廃止及び変更に関すること	F					→
114 図書館の整備、維持管理及び財産管理に関すること	F					→
115 図書館の庶務に関すること	F					→
停止する業務（2）						
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の収集、整理、保管及び提供に関すること ・図書館協議会、視聴覚教育事業、図書館事業に関する研究会、図書館行事に関すること 						

